平成２２年（再イ）第５１号

東京都江東区深川２丁目２の４　セリーズ門前仲町304号室

再生債務者　泉沢伊左夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年12月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年12月20日

神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２２年（再イ）第３０号

神奈川県横須賀市鴨居３丁目28番２号

再生債務者　橋本　一正

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年12月20日

横浜地方裁判所横須賀支部

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳の推定年齢20歳代の男性、白骨化の状態で頭部・両自由上肢を欠く死体、着衣はドライスーツ、フィン、膝当、灰色半袖シャツ、黒色長袖シャツ、灰色ズボン、黒色ズボン、黒色パンツ、靴下１足

上記の者は、平成22年11月24日午後１時15分頃、室蘭市母恋南町４丁目83番１に所在のチキウ岬灯台から真方位142度12.8海里付近海上の海底において発見された。死後経過年数は、５年以内。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨を保管していますので心当たりの方は、当市保健福祉部介護福祉課までお申し出下さい。

平成 23 年１月７日

北海道　室蘭市長　新宮　正志

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳代～70歳代位の男性、身長167㎝位、着衣は灰色ウインドブレーカー、黒色フリース、紫色半袖ポロシャツ、白色Ｔシャツ、カーキ色作業ズボン、黒色トランクス、灰色靴下、薄水色靴下、所持金は132円、所持品は黒色小銭入、黒色長財布、「新井」の刻印の印章、ホテルズ「ルートイン」の朝食券、「レイバン」製のサングラス、老眼鏡、ジッポライター、Ｔ字カミソリ、爪切り、白色運動靴、鍔付帽子、紺色作業ズボン、薄緑色長袖ポロシャツ、白色Ｔシャツなど

上記の者は、平成22年11月14日午前10時10分頃、青森県十和田市大字奥瀬字尻辺山国有林67林班の元「奥入瀬ロッジ」建物内で、雪囲いのために来た作業員に発見されたもので、死因は解剖により凍死であり、死亡日は平成22年10月下旬頃と推定されます。

身元不明につき、遺体は火葬に付し、遺骨を保管しておりますので、心当たりの方は当市福祉課まで申し出てください。

平成 23 年１月７日

青森県　十和田市長　小山田　久

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50から70代の男性、身長164センチメートル、体格小柄、黒髪を僅かに残す白髪、手術痕(臍窩上方約２センチメートルの位置から上方に長さ約12センチメートル)、黒色ジャージ上着、青色チェック柄長袖シャツ、白色タオル、白色半袖肌着、紺色ズボン、黒色ジャージズボン、白色ブリーフパンツ、紺色靴下、白色ニューバランス製運動靴

上記の者は、平成22年11月30日午前11時７分頃身延町角打2455番地５、和田峠山中で樹木の枝に索状物を掛けて首を吊った状態で発見されたものです。死因は窒息死と推定され、死亡日は平成22年11月中旬頃と推定されます。身元不明のため、遺体は火葬に付し、花之坊に保管してあります。心当たりの方は、当町福祉保健課まで申し出て下さい。

平成 23 年１月７日

山梨県　身延町長　望月　仁司

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢30歳代後半～50歳代位、性別男、身長160㎝前半位、白色長袖Ｔシャツ、青色七分丈ジーンズ、灰色サンダル、鍵２本を収めるキーケース

上記の者は、平成22年９月24日午前９時47分頃、三重県津市河芸町三行地内の農事法人中勢用水土地改良区管理の県営上野支線黒田分水工局舎施設西側で発見されました。死亡推定日時は平成22年の８月～９月初旬、死因は不詳、遺体は津市斎場にて火葬、遺骨は津市役所に安置してあります。お心当たりの方は、当市健康福祉部援護課まで申し出てください。

平成 23 年１月７日

三重県　津市長　松田　直久

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢30歳位、性別男、身長165㎝位、中肉で黒色のジャンパー、青色のジーパンを着用、所持品は本８冊、目ざまし時計、黒色と茶色のツートンカラーの運動靴、黒色のナイロン製のリュック、黒色のジャンパー、現金等

上記の者は、平成20年５月20日午前10時半頃、三重県津市白山町佐田猪乃倉温泉南東800ｍ先林道上で発見されました。死亡推定日時は平成20年５月中旬頃で、死因は低体温症。遺体は津市斎場にて火葬、遺骨は津市役所に安置してあります。お心当たりの方は当市健康福祉部援護課まで申し出てください。

平成 23 年１月７日

三重県　津市長　松田　直久

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・性別不詳

上記の者は、平成22年11月20日午後１時37分頃、宝塚市長谷字サル山21番地の１先、南東約100ｍの山中で花を採取中の者が、土の中から突き出たような状態の人間の下顎骨を発見した。その後の捜査でも他の部位の人骨、着衣等一切発見されなかった。司法解剖の結果、年齢・性別等は不詳で、平成22年12月16日宝塚警察署から下顎骨を引き取り、宝塚市営火葬場において火葬後、遺骨を市営長尾山霊園に保管しています。心当たりの方は、宝塚市生活環境課まで申し出てください。

平成 23 年１月７日

兵庫県　宝塚市長　中川　智子

公示送達

宇都宮都市計画事業宇都宮市鶴田第１土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法第104条第８項の規定により確定したことによる清算金等金額通知書は、送付すべき場所が確知することができない、もしくは送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を次のとおり公告する。

平成 23 年１月７日

栃木県宇都宮市旭１丁目１番５号
宇都宮都市計画事業
宇都宮市鶴田第１土地区画整理事業
施行者　宇都宮市
代表者　宇都宮市長　佐藤　栄一

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名等

住所　栃木県鹿沼市茂呂710番地15

氏名　小林　淳一

交付清算金　311,850円

住所　栃木県宇都宮市鶴田町2178番地

氏名　髙橋　七雄

交付清算金　4,397,448円

2　通知の内容

宇都宮都市計画事業宇都宮市鶴田第１土地区画整理事業施行地区内のあなたの所有地・借地の清算金について、土地区画整理法第111条の規定による相殺後の徴収金額または交付金額を下記のとおり通知します。

交付の日　平成23年２月25日

交付の方法　口座振替により交付します。

教示

1　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に栃木県知事に審査請求することができます。(審査請求書の記載事項は行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。)

2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宇都宮市を被告として（訴訟において宇都宮市を代表する者は宇都宮市長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宇都宮市を被告として（訴訟において宇都宮市を代表する者は宇都宮市長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、清算金等金額通知書（写し）は宇都宮市旭１丁目１番５号にある宇都宮市役所掲示場に掲示してあります。